

在勤諸手当の改定に関する勧告

平成18年11月
外務人事審議会

平成18年11月

在勤諸手当の改定に関する外務人事審議会勧告

グローバル化が進展する中で、最近の北朝鮮の核実験にみられるように、我が国を取りまく国際情勢は大きく変動しつつある。この中で、拉致・核・ミサイル等北朝鮮をめぐる諸懸案解決、国際的なテロとの闘い、揺るぎない日米安全保障体制の維持・強化、中国、インドが台頭する中でのアジア外交、安保理改革をはじめとする国連改革、経済連携協定（EPA）の締結をはじめとする経済外交の推進、世界の貧困削減と成長への貢献など、我が国を取り巻く外交課題は山積している。我が国がこうした課題にしっかりと取り組み国益を踏まえた強力な外交を展開していくためには、現在の外交実施体制では不十分であり、在外公館の増設及び外務省定員の強化と並び、我が国外交の最前線で活動する在外職員の仕事環境改善をはかり外交力を強化していくことが焦眉の急である。

近年、在外の多くの勤務地で、テロの増大等を背景に治安状況が悪化しており、在外公館を対象とした事件数も増大している。また、原油の高騰等からくる勤務・生活の経費も増加しており、在外職員の仕事環境の厳しさは一層増大している。特に在外職員の6割が勤務する開発途上国ではこの傾向が顕著であり、衛生・医療環境を含む勤務・生活上のリスクや負担が大きくなっていることから十分な配慮が必要である。

我が国の代表として、在外職員が誇りをもって職責を果たし、勤務環境に応じて能力を発揮するためには、国内勤務と同一生活水準レベルを維持する経費を含め、勤務・生活に必要な経費に充当する手当を十分に支給することが必要かつ適当である。しかしながら、在勤手当の水準は、上記の業務負担や経費の増大にも拘わらず、我が国の海外進出企業や主要国外交官に比べて低い水準にとどまっており、多くの在外職員の仕事・生活に支障が生じている。外務人事審議会として、この状況が改善されなければ、外交実施体制を大きく制約することとなるであろうことに加え、将来にわたり質の高い人材確保が困難になることを危惧するものである。在外職員が、安心して生活し、職務に精励できるよう、適切な水準の在勤手当を確保することが必須と考える。

同時に、厳しい財政事情の中、業務の方法を見直すことも含めて合理化を図り、絶えず経費節減に努める必要がある。この流れの中で、在勤手当についても経費の節減が図られてきているが、今後も一層の合理化に努めていく必要がある。また、在勤手当に関する国民の正しい理解を促進することも肝要であり、そのためには、可能な限り客観的な基準を用いて、在勤手当制度の透明性を高め、手当額に任地に応じたメリハリをつけるなどして、国民に対し、一層の説明責任を果たしていく必要がある。この観点から、平成19年度の予算要求において、民間調査機関のデータに基づく「購買力補償方式」の導入が検討されていることは適切である。

昨年11月、外務人事審議会は麻生外務大臣に対し、「外務省の人員体制に関する提言」及び「在勤諸手当の改定に関する外務人事審議会勧告」を提出したところであるが、以上の認識に立ち、平成19年度の在勤諸手当の改定に関し、次の通り勧告する。

記

1. 在勤基本手当

- (1) 在勤基本手当は、在外勤務に際し追加的に必要となる衣食や外交活動などの経費に充当するものであり、従来においても精査の上、支給水準が決定されてきたところである。同時に、平成19年度予算要求において、各国政府の外交官や国際機関職員、民間企業の海外駐在員の給与決定方式として広く採用されている「購買力補償方式」を導入し、各勤務地で補償すべき生計費水準を算出するとともに、その他の経費に関しても一層民間に準拠する方向で検討されていることは、合理化・透明性向上に資する適切な改善である。平成20年度以降も引き続き合理化・透明性向上努力を継続すべきである。
- (2) 一方、在勤手当の支給水準は、既に述べたとおり民間企業や主要国外交官に比べて低く、必要経費を賄うのに不十分なために、在外職員の勤務・生活に相当な支障が生じている。平成19年度予算においては、在外勤務に必要な衣食等の基本的経費に充当される在勤基本手当について、過去1年間の円安や海外インフレ分のみならず増大する経費増に見合った形で実質的に水準を引き上げる必要がある。その一環として、民間企業で広く手当でされている光熱水料の海外増加分や語学学習費等の経費を在勤基本手当の内訳に加えることが検討されていることは適切である。

- (3) その際、各勤務地の手当を一律に引き上げるのではなく、現地の事情などを一層きめ細かに反映し、勤務環境の改善が認められる任地については引き下げる一方、円安・海外インフレなどのために真に必要な経費が不足している公館の手当支給額を引き上げるなど、勤務地によってメリハリをつける必要がある。また、在外職員は、手当をその目的に沿って効率的に使用し、職務に精励すべきである。
- (4) 近年、特に2001年9月の米国同時多発テロ以降、先進国も含め、世界的に在外職員の生命・身体に対する脅威が高まってきている。また、テロのほかにも感染症等の新たな脅威も発生しており、在外における勤務・生活環境は悪化してきている。このような状況の中、勤務環境が厳しい開発途上国に勤務する職員に関しては特に、引き続き身体的リスクや精神的・経済的負担を在勤基本手当に適切に反映させることにより緩和し、職務と責任を全うできる環境を整える必要がある。さらに、戦乱、テロ等により生命・身体への危険が特に大きく、配偶者の同伴が事実上不可能な勤務地については、二重生活の負担を緩和する措置を継続すべきである。

2. 住居手当

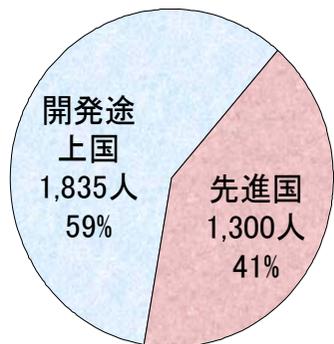
住居手当の水準を決定するに当たり、主に手当の限度額と家賃の契約額とを比較するという従来方式では、手当限度額と民間家賃相場との乖離が必ずしも十分に調整されないとの問題点があった。平成19年度の予算要求で検討されている、手当限度額と外交活動を行う上で必要な住居の家賃相場を比較し、乖離が大きい公館について限度額の調整を行うという方式は、手当水準の透明性を向上させるとの観点から適切な改善であり、平成20年度以降も原則としてこの方式により限度額の調整を行っていくことが適当である。

3. 子女教育手当

学齢期の子女を有する在外職員にとり、子女教育は大きな精神的及び経済的負担であり、在外勤務時の教育環境を改善することは重要な課題である。勤務地の外国語学校に子女を通わせる場合などは高額な負担を強いられるのに対し、支給される手当は不十分であるため、子供二人で月に十数万円も自己負担を強いられる場合もある。在外職員が安心して家族を同伴し、勤務に精励できるよう、手当の支給限度額を引き上げるとともに、子女の安全上の観点からも、スクールバス代も手当支給の対象に加えることが適切である。また、子女教育に必要な費用は任地によって異なるので、現地の条件を十分に勘案し、いずれの任地においても子女教育手当の不足が生じないように、引き続き適切な支給限度額を設定するよう努めていく必要がある。

(資料)

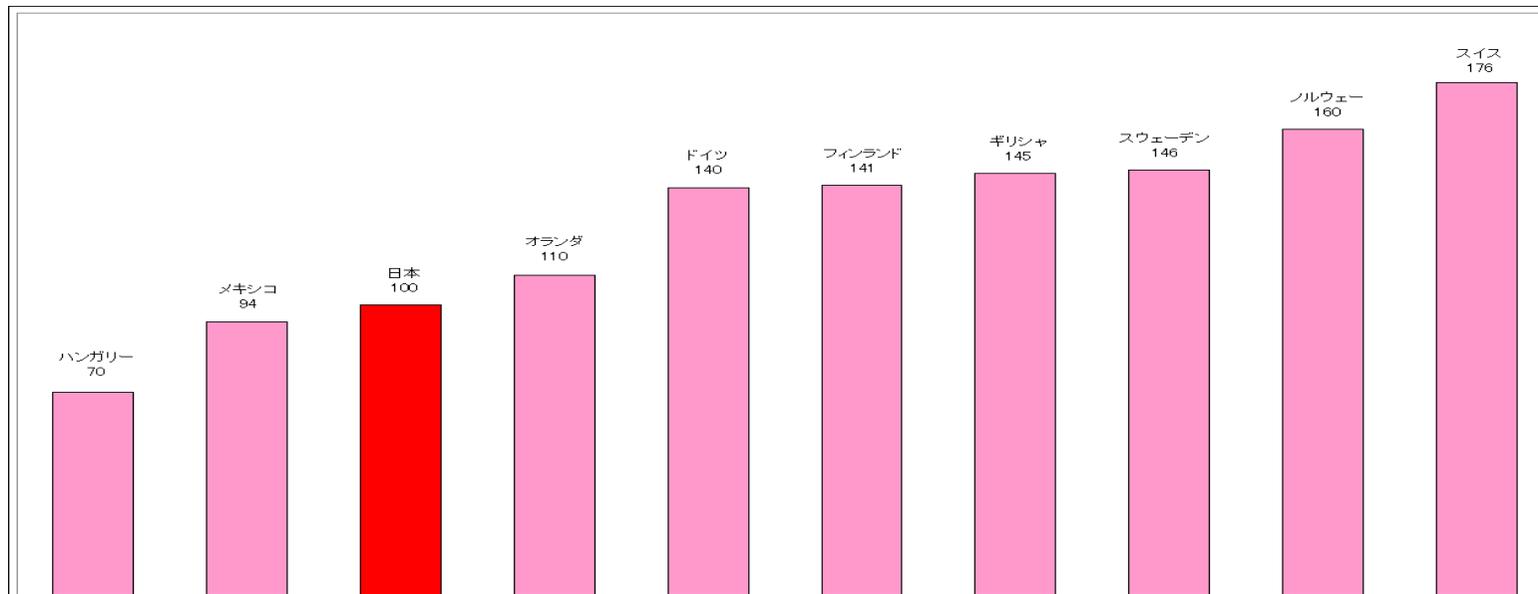
1. 開発途上国に勤務する在外職員数
(平成18年度：研修員、交代要員を除く)



2. 日本の各在外公館及びその職員に対する被害件数の推移



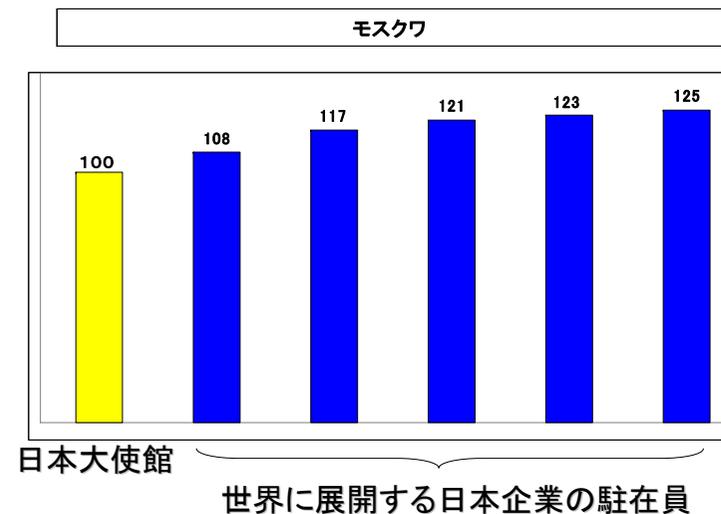
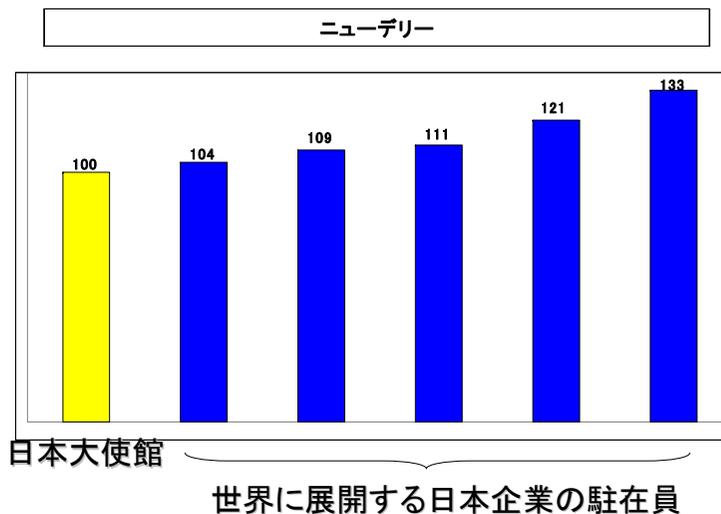
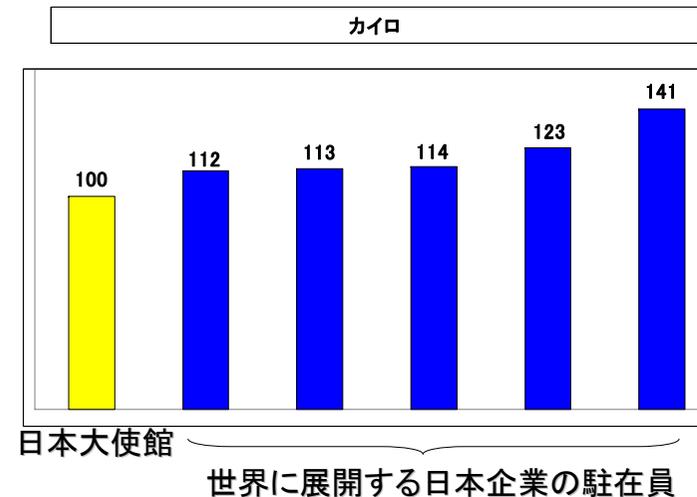
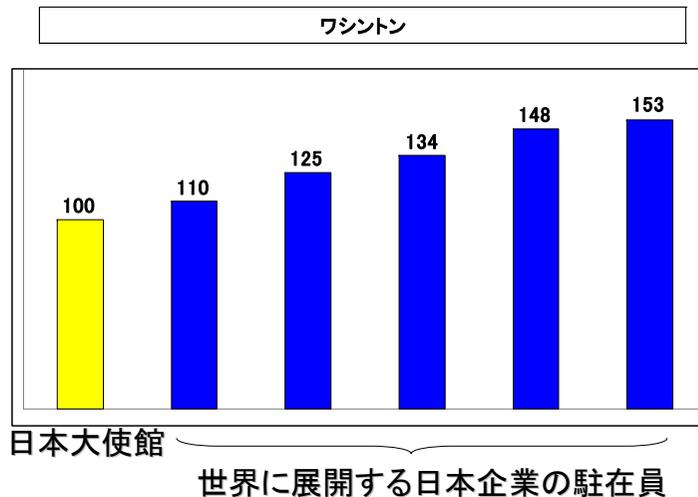
3. 各国外交官（OECD加盟国）との給与比較（平成17年11月）



(注) ワシントンに勤務する大学卒業後15年程度勤務する職員。日本を100とした場合の国内給与と在勤手当（住居手当は除く）との合計の割合。比較対象とした上記9カ国は、OECD加盟国30カ国（日本を除くと29カ国）に照会し、回答があった24カ国のうち、給与水準の公表について同意を得られた国。

(外務省調べ)

日本企業との在外給与の比較(平成17年度)



(注) 大学卒業後15年の職員。大使館員を100とした場合の国内給与と在勤手当(住居手当は除く)との合計の割合。税引後の年収ベース。

(外務省調べ)

物価及び為替変動一覽表

国名 (注1)	物価上昇率 (注2)	為替変動率 (注3)	国名 (注1)	物価上昇率 (注2)	為替変動率 (注3)
(アジア)			コスタリカ	11.6%	▼ 2.5%
インド	5.2%	0.4%	コロンビア	3.9%	▼ 0.8%
インドネシア	17.8%	16.1%	ジャマイカ	6.7%	▼ 2.4%
カンボジア	3.3%	3.7%	チリ	3.7%	10.2%
シンガポール	3.0%	9.2%	ドミニカ共和国	10.0%	▼ 4.7%
スリランカ	9.1%	0.8%	トリニダード・トバゴ	7.8%	2.7%
タイ	6.2%	12.0%	ニカラグア	9.8%	▼ 0.7%
大韓民国	3.1%	12.6%	ハイチ	15.9%	3.0%
中華人民共和国	0.1%	1.5%	パナマ	3.7%	2.6%
ネパール	6.3%	▼ 1.8%	パラグアイ	11.1%	9.5%
パキスタン	7.9%	0.5%	ブラジル	5.0%	16.8%
バングラデシュ	11.9%	▼ 3.7%	ベネズエラ	8.3%	1.9%
東ティモール	1.3%	2.9%	ペルー	2.7%	1.5%
フィリピン	6.9%	10.6%	ボリビア	2.4%	3.8%
ブルネイ	0.8%	10.9%	ホンジュラス	5.6%	2.8%
ベトナム	7.8%	2.0%	メキシコ	4.3%	4.0%
マレーシア	3.7%	8.8%			
ミャンマー	8.8%	3.1%	(欧州)		
モンゴル	▼ 2.9%	4.0%	アイスランド	6.4%	▼ 11.0%
ラオス	▼ 2.8%	10.5%	アイルランド	3.8%	5.2%
			アゼルバイジャン	9.4%	6.5%
(大洋州)			イタリア	2.3%	5.2%
オーストラリア	3.2%	2.7%	ウクライナ	8.7%	2.8%
ソロモン	9.0%	2.1%	ウズベキスタン	11.6%	▼ 5.6%
ニュージーランド	3.2%	▼ 6.0%	英国	2.0%	4.3%
パプアニューギニア	14.5%	4.6%	エストニア	4.1%	5.5%
パラオ	5.0%	2.6%	オーストリア	1.4%	5.2%
フィジー	1.1%	1.6%	オランダ	1.7%	5.2%
マーシャル	5.8%	2.6%	カザフスタン	9.7%	10.8%
ミクロネシア		2.6%	ギリシャ	3.8%	5.2%
			キルギス	6.0%	3.7%
(北米)			クロアチア	4.6%	6.6%
アメリカ合衆国	1.9%	2.6%	スイス	1.7%	4.2%
カナダ	2.6%	12.3%	スウェーデン	1.7%	2.7%
			スペイン	4.1%	5.2%
(中南米)			スロバキア	▼ 0.5%	9.8%
アルゼンチン	12.1%	▼ 0.8%	スロベニア	2.8%	4.7%
ウルグアイ	6.8%	3.8%	セルビア・モンテネグロ	16.0%	2.2%
エクアドル	3.8%	2.6%	タジキスタン	8.5%	0.1%
エルサルバドル	4.1%	2.9%	チェコ	2.4%	11.6%
キューバ		2.9%	デンマーク	2.2%	6.4%
グアテマラ	7.5%	3.2%	ドイツ	2.0%	5.2%
トルクメニスタン		2.9%	(アフリカ)		

物価及び為替変動一覧表

国名 (注1)	物価上昇率 (注2)	為替変動率 (注3)	国名 (注1)	物価上昇率 (注2)	為替変動率 (注3)
ノルウェー	2.7%	8.2%	アルジェリア	2.7%	4.8%
パチカン		5.2%	アンゴラ	13.9%	14.1%
ハンガリー	▼ 2.2%	1.7%	ウガンダ		0.5%
フィンランド	1.9%	5.2%	エジプト	3.9%	4.1%
フランス	1.8%	5.2%	エチオピア	7.5%	▼ 0.2%
ブルガリア	14.2%	▼ 0.0%	ガーナ	13.4%	2.5%
ペラルーシ	7.8%	3.0%	ガボン	3.0%	5.9%
ベルギー	1.8%	5.2%	カメルーン	5.3%	5.9%
ポーランド		11.6%	ギニア	25.1%	▼ 16.2%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	7.9%	5.7%	ケニア	18.8%	6.8%
ポルトガル	3.0%	5.2%	コートジボワール		5.9%
ラトビア	5.8%	5.6%	コンゴ民主共和国	20.7%	11.6%
リトアニア	3.7%	5.7%	ザンビア	8.8%	51.2%
ルーマニア	7.7%	8.7%	ジンバブエ	1214.9%	▼ 99.2%
ルクセンブルク	3.7%	5.2%	スーダン	▼ 3.1%	13.3%
ロシア	10.7%	7.2%	セネガル	2.4%	5.9%
			タンザニア	8.7%	▼ 5.6%
(中東)			チュニジア	5.4%	3.4%
アフガニスタン	7.5%	2.7%	ナイジェリア	5.2%	5.2%
アラブ首長国連邦		3.4%	マダガスカル	16.3%	▼ 3.7%
イエメン	18.8%	0.7%	南アフリカ共和国		11.5%
イスラエル	4.0%	3.6%	モザンビーク	22.0%	▼ 6.2%
イラク		2.9%	モロッコ	3.9%	4.4%
イラン	10.6%	1.2%	リビア	4.9%	3.9%
オマーン	15.9%	4.2%			
カタール	13.8%	4.5%			
クウェート		2.5%			
サウジアラビア	2.4%	1.3%			
シリア	9.0%	0.2%			
トルコ	9.3%	5.3%			
バーレーン		2.9%			
ヨルダン	7.7%	2.5%			
レバノン	0.3%	2.9%			

(注1) 我が国の大使又は臨時代理大使が駐在している国

(注2) 物価上昇率: IMF、各国政府、中央銀行等が発表している2005年6月の物価指数と2006年6月(推計)の物価指数とを比較したもの

(注3) 為替変動率: 2005年度の基準レート(外貨建予算を邦貨換算する際に用いる財務省が定めるレート)と2006年5月の各国公定または銀行相場とを比較したもの